

## 南会津町緊急経済対策応援給付金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込み等により、経営の安定に支障が生じている町内中小企業等（中小企業、小規模事業者及び個人事業者をいう。）を支援するために交付する南会津町緊急経済対策応援給付金（以下「応援給付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。  
(給付対象者)

第2条 応援給付金の交付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に定める商工業者及び中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、その他町長が認める事業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から令和2年8月までのいずれかの月の売上高が対前年同月比で20パーセント以上減少した町内中小企業者等とする。ただし、個人農家を除くものとする。

2 前項において、業歴が3か月以上1年未満の給付対象者又は店舗等の増加、業種の転換等を行った給付対象者で、前年同月との比較ができない場合は、売上高が減少した月と、任意の連続した3か月の平均売上高を比較し、20パーセント以上減少したものとする。

3 前2項に掲げる給付対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 南会津町内に店舗等を有すること。

(2) 確定申告を行っていること。

(3) 収入の過半が事業所得であること。

(4) 指定管理料や運営費補助など、公的支援を受けていないこと。

(5) 南会津町暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第2号又は第3号に該当しないこと。

(6) 宗教上の組織又は団体でないこと。

(給付金の額等)

第3条 応援給付金の額は、1事業者当たり10万円とする。ただし、前条第1項及び第2項に規定する売上高の減少が50パーセントを超える事業者は、常時使用する従業員（事業主、家族従業員及び会社役員を除き、期間の定めがなく雇用されている従業員、雇入れから1年以上引き続き雇用されている又は雇用が見込まれる従業員をいう。）の人数区分に応じ、次の各号に定める額とする。

(1) 常時使用する従業員が1人以上4人以下の場合 30万円

(2) 常時使用する従業員が5人以上の場合 50万円

2 前項に規定する応援給付金の交付は、1給付対象者につき1回の交付とす

る。

(交付の申請及び請求)

第4条 応援給付金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、南会津町緊急経済対策応援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に売上高が確認できる書類を添えて、令和2年9月30日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が次のいずれかに該当する場合は、売上高が確認できる書類の添付を省略することができる。

(1)南会津町商業等持続化緊急対策事業補助金の交付を受けている場合

(2)新型コロナウイルス感染症による影響を受け、令和2年3月1日以後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定による町の認定を受けている場合

(3)国の持続化給付金の交付を受けている場合

(給付金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定に基づき申請があったときは、速やかにその内容を調査し、応援給付金を交付することが適切であると認めるときは、交付の決定を行うものとする。

2 前項に規定する交付の決定は、口座振込をもって通知を省略することができる。

3 第1項の規定に基づく調査の結果、応援給付金の交付が不適切であると認めるときは、南会津町緊急経済対策応援給付金不交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

(交付に係る事務委任)

第6条 交付申請者は、町長への応援給付金の交付の申請及び請求に関する事務を、代理人に委任することができる。

2 交付の申請及び請求に関する事務を代理人に委任する場合は、南会津町緊急経済対策応援給付金交付事務委任状（様式第3号）を提出しなければならない。

(給付金の返還)

第7条 町長は、虚偽又は不正な方法によって応援給付金の交付を受けたと認めるときは、応援給付金の交付を受けた者に対して、応援給付金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。